

10月1日から始まります

介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

地域全体で

高齢者を支える体制づくりをめざして

この事業は、事業者やNPO法人、地域住民などさまざまな人が参画し、市町村がそれぞれの実情に応じた多様なサービスを提供することで、支援が必要な人を地域で支え合う体制づくりをめざすものです。

住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、高齢者自身も能力を生かして介護予防に取り組んでいきます。



要支援1・2の人のサービスが変わります

これまで介護保険の要支援1・2の人が利用するサービスは、国の一律の基準で行ってききました。今後のホームヘルプサービスとデイサービスについては、市独自の基準で行うものに移行します。※要介護1～5の人のサービスに変更はありません。

◆介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

	従来と同等のサービス	緩和した基準による新しいサービス	
内容	ホームヘルパーによる入浴介助などの身体介護、掃除・買い物などの生活援助	ホームヘルパーなどの従事者が行う掃除や買い物などの生活援助	シルバー人材センターが行うゴミ出しや洗濯物の取り入れなどの簡易なサービス
利用料のめやす	1回あたり271円 (週1回程度)	《30分まで》 1回あたり166円 (週1回程度) 《60分まで》 1回あたり237円 (週1回程度)	《15分まで》 1回あたり100円 《30分まで》 1回あたり150円



【対象者】

○介護保険で要支援1・2の認定を受けている人
○基本チェックリストで事業対象者に該当する人

① 介護予防・生活支援サービス事業

◆介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス（デイサービス）

	従来と同等のサービス	緩和した基準による新しいサービス
内容	日常生活上の支援や機能向上トレーニングなどのサービス	閉じこもり予防や心身のリフレッシュを目的としたサービス
利用料のめやす	1回あたり383円 (週1回程度)	《5時間まで》 1回あたり245円 (週1回程度) 《8時間まで》 1回あたり326円 (週1回程度) ※事業所によってサービスの提供時間が異なる。

※利用料のめやすは、介護保険制度の自己負担割合が1割の人の利用料です。
※利用料は、事業所によって別途加算がある場合があります。

② 一般介護予防事業

65歳以上の人が介護予防のために週1回以上利用する地域のサロンに対し、その運営費用の一部を助成します。また、介護予防活動の普及・啓発や住民主体の介護予防活動の育成・支援などの事業を市が実施します。

◆サービスを利用するまでの流れ



まずはお住まいの地域を担当する地域包括支援センターもしくは介護高齢福祉課・各支所住民福祉課へご相談ください。



次の①～⑥に該当するものが1つ以上ありますか。

- ①杖をついたり、歩行器を使用しないと一人で歩くことができない
- ②認知機能の低下により日常生活に支障をきたしている
- ③入浴や体を洗うことが自分でできない
- ④服薬や病気の管理のために訪問看護などの医療系サービスの利用希望がある
- ⑤手すりの設置などの住宅改修、福祉用具のレンタルや購入を希望する
- ⑥家族での介護が難しく、長時間の居場所を求めている



要介護（要支援）認定の手続き

要介護1～5

要支援1・2

非該当

「基本チェックリスト」*による判定

*基本チェックリスト（全25項目）

「はい」「いいえ」で答えていただく質問票で、地域包括支援センター・介護高齢福祉課・各支所住民福祉課にあります。閉じこもりやうつ症状などの要因になりやすい生活機能について確認します。

生活機能の低下がみられる

自立した生活が送れる

利用できるサービス

介護サービス
(介護保険)

介護予防サービス
(介護保険)

介護予防・
生活支援サービス事業

一般介護予防事業

【問い合わせ】

- 介護高齢福祉課 介護予防・生活支援サービス事業 ☎ 26-3939
一般介護予防事業 ☎ 22-9634 FAX 26-3950 (共通)
- 地域包括支援センター 中部(本庁舎1階) ☎ 26-1521
東部サテライト(いがまち保健福祉センター内) ☎ 45-1016
南部サテライト(青山保健センター内) ☎ 52-2715

